

## 平成 27 年度公益目的支出計画実施報告書に関する件

本センターは、平成 23 年 4 月 1 日に一般社団法人へ移行しましたが、行政庁(内閣府)に公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、移行法人として、事業年度毎に公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類（以下「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成し、6 月末までに、内閣府に提出する必要があります。

提出に当たっては、当該報告書について、監事による監査を受け、理事会の承認を受けた後、定時総会において報告するとともに、総会で承認された貸借対照表、正味財産増減計算書（損益計算書）、事業報告及びこれらについての監事の監査報告並びに公益目的支出計画実施報告書についての監事の監査報告と併せて行うこととなります。

平成 27 年度に対する公益目的支出計画実施報告書の内容は、次のようになります。

### 【平成 27 年度公益目的支出計画実施報告書（案）】

- 公益目的財産額 : 算定日 平成 23 年 3 月 31 日  
公益目的財産額 419,176,231 円  
(平成 23 年 9 月 14 日付の財産額確定通知(府益担第 5373 号)による。)
- 当該年度の公益目的収支差額 ( (1)+(2)-(3) ) (\*1) (計画)  
322,159,939 円 (385,231,905 円)  
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額 282,766,818 円  
(2)当該事業年度の公益目的支出の額 471,880,118 円 (395,288,929 円)  
(3)当該事業年度の実施事業収入の額 432,486,997 円 (318,242,548 円)  
(\*1) 当該年度までの累計額 (当該年度は、39,393,121 円)
- 当該事業年度末日の公益目的財産額 97,016,292 円 (33,944,326 円)
- 2 の項に記載した額が記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由  
技術サービス事業の依頼試験の著しい増加（主に原子力発電所再稼働に関連した電線の評価依頼の集中等）により、当該事業年度の公益目的収支差額（累計）は、当初計画との差異が 63,071,966 円（16.4%減）となり、計画からの乖離が生じた。  
しかし、原子力発電所再稼働に関連した電線の評価依頼の集中は、当該事業年度でほぼ終息すると見込まれており、公益目的支出計画の完了予定事業年度は、計画通り平成 28 年度の見込みである。
- 公益目的支出計画の状況  
公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日  
平成 29 年 3 月 31 日 (計画上の完了見込：平成 29 年 3 月 31 日)

注：( )内は平成 27 年 6 月 18 日提出の平成 26 年度の公益目的支出実施報告書(平成 28 年 2 月 8 日内閣府処理完了)に記載されている数値又は期日である。

以 上